

3. 「みちのく外貨定期預金規定」改定の内容

改定前	改定後
<p>● 共通規定</p>	
<p>[追加(新規)] 以下条項を1条ずつ繰下げする。</p>	<p>1. (外貨定期預金の取扱い) <u>この預金については、通帳および証書の発行はいたしません。この預金は「お取引明細書兼残高明細書(外貨定期預金)」にお取引内容を記載し交付しますので「お取引明細書つづり用のバインダー」に綴り込んで保管してください。</u></p>
<p>3. (取扱店およびその変更) この預金は、口座を開設した取引店のほか当行本支店の<u>出張所を除く全店舗にて預入れまたは解約することができます。</u></p>	<p>4. (取扱店の範囲) この預金は、口座を開設した取引店のほか当行本支店<u>(出張所を除く)</u>にて解約することができます。</p>
<p>4. (預金の変更、取消) (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する<u>いっさいの手数料・費用・損害金等を預金者が直ちに支払うもの</u>とします。</p>	<p>5. (預金の変更、取消) (2) 前項にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する<u>いっさいの手数料・費用・損害金等を預金者が直ちに支払うもの</u>とします。</p>
<p>6. (外国為替先物予約) (1) 外国為替先物予約 ① この預金について、当行が認めた場合には、将来の満期日<u>(継続した場合はその満期日)</u>において、税引後の元利金を円貨に交換する際に適用する外国為替相場の予約(以下「<u>為替予約</u>」といいます。)を、当行所定の方法により締結することができます。なお、<u>為替予約締結の際は、外国為替相場は当行所定のもの</u>とします。 ② 為替予約を締結したときは、当該為替予約にかかるこの預金は、満期日<u>(継続した場合はその満期日)</u>に自動的に解約し、税引後の元利金を当該為替予約により円貨に交換のうえ、あらかじめ指定された円貨の預金口座に入金するものとします。 (2) 為替予約の締結 為替予約を締結するときは、当行所定の先物為替予約締結申込書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>公的な本人確認書類</u>とともに口座を開設した取引店に提出してください。</p>	<p>7. (外国為替先物予約) (1) 外国為替先物予約 ① この預金について、当行が認めた場合には、将来の満期日において、税引後の元利金を円貨に交換する際に適用する外国為替相場の予約を、当行所定の方法により締結することができます。なお、<u>外国為替先物予約(以下「為替予約」</u>といいます。)<u>締結の際の外国為替相場は当行所定のもの</u>とします。 ② 為替予約を締結したときは、当該為替予約にかかるこの預金は、満期日に自動的に解約し、税引後の元利金を当該為替予約により円貨に交換のうえ、あらかじめ指定された円貨の預金口座に入金するものとします。 (2) 為替予約の締結 為替予約を締結するときは、<u>満期日の2営業日前までに当行所定の外国為替先物予約締結申込書</u>に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、本人確認書類等とともに口座を開設した取引店に提出してください。</p>

改定前	改定後
● 共通規定	
<p>(3) 為替予約スリップ <u>外貨定期預金の申込みと同時に為替予約を締結する場合には、計算書兼確認書にその明細を表示してお渡することとし、別途為替予約スリップは発行しません。なお、外貨定期預金申込後に為替予約を締結される場合には為替予約スリップを発行しますので届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店に提出してください。</u></p> <p>(5) 為替予約を締結した場合の満期日前の解約等</p> <p>① 為替予約を締結したときは、当該為替予約にかかるこの預金の満期日（<u>継続した場合はその満期日</u>）前の解約はできません。ただし、当行がやむをえないものと認めて、この預金の満期日（<u>継続した場合はその満期日</u>）前の解約に応じる場合には、当行所定の方法により当該為替予約を取消することとし、外貨定期預金解約元利金の円貨への換算は為替予約相場によらず解約日の当行所定の相場によることとします。この取扱いにより発生する一切の手数料、費用、損害金等はこの預金の元利金をもって充当するものとし、不足が発生する場合は、預金者は直ちに当行へ支払うものとし、</p> <p>② 後記第 15 条の規定によりこの預金を<u>借入金等債務と相殺する場合は、当行所定の方法により当該為替予約を解約</u>します。</p>	<p>(3) 為替予約スリップ 為替予約を締結される場合には為替予約スリップを発行しますので届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して取引店に提出してください。</p> <p>(5) 為替予約を締結した場合の満期日前の解約等</p> <p>① 為替予約を締結したときは、当該為替予約にかかるこの預金の満期日前の解約はできません。ただし、当行がやむをえないものと認めて、この預金の満期日前の解約に応じる場合には、当行所定の方法により当該為替予約を取消することとし、外貨定期預金解約元利金の円貨への換算は為替予約相場によらず解約日の当行所定の相場によることとします。この取扱いにより発生する一切の手数料・費用・損害金等はこの預金の元利金をもって充当するものとし、不足が発生する場合は、預金者は直ちに当行へ支払うものとし、</p> <p>② 後記第 15 条の規定によりこの預金を<u>当行に対する債務と相殺する場合は、当行所定の方法により当該為替予約を取消</u>します。</p>
<p>8. (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>ただちに書面によって取引店または当行本支店（出張所を除く）に届出</u>てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p>	<p>9. (届出事項の変更等)</p> <p>(1) 印章を失ったとき、または、<u>印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行にお届け</u>ください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、<u>本人確認に必要な相当の期間をおき、また、保証人を求めること</u>があります。</p>
<p>9. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>取引店または当行本支店（出張所を除く）に届出</u>てください。</p>	<p>10. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届け</u>ください。</p>

改定前	改定後
<p>● 共通規定</p>	
<p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>取引店または当行本支店（出張所を除く）に届出</u>てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、<u>書面によって取引店または当行本支店（出張所を除く）に届出</u>てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、<u>書面によって取引店または当行本支店（出張所を除く）に届出</u>てください。</p>	<p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届け</u>ください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または、<u>任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様</u>にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも<u>同様</u>にお届けください。</p>
<p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>11. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この預金および外国為替先物予約の権利は、<u>譲渡または質入れ</u>することはできません。 (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを<u>承諾</u>する場合には、当行所定の書式により<u>行</u>います。</p>	<p>12. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この預金、<u>為替予約の権利、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡（売買含）、質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</u> (2) 当行がやむをえないものと認めて質入<u>その他第三者の権利を設定</u>する場合には、当行所定の様式により<u>質入等を承諾</u>します。</p>
<p>12. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、次条第<u>3</u>項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号までの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>13. (反社会的勢力との取引拒絶) この預金口座は、次条第<u>4</u>項第1号から第3号までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同項第1号から第3号までの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>13. (預金の解約、書替継続) (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、<u>公的な本人確認書類とともに取引店または当行本支店（出張所を除く）に提出</u>してください。</p>	<p>14. (預金の解約、書替継続) (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）のうえ、<u>本人確認書類等</u>とともに提出してください。</p>

改定前	改定後
<p>● 共通規定</p>	
<p>(2) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は前記第5条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとしします。</p> <p>[追加(新規)] 以下1項ずつ繰下げする。</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしします。</p> <p>① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(4) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章および公的な本人確認書類を持参のうえ口座を開設した取引店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p>	<p>(2) 当行がこの預金を当該外貨預金の通貨により払戻すよう請求された場合でも、当行は前記第6条の換算相場により計算した当該外貨金額相当の円貨により支払うことができるものとしします。</p> <p>(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、この預金を解約することができるものとしします。この場合、通知の到着いかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信したときに預金取引が停止され、または預金が解約されたものとしします。</p> <p>① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が前記第12条第1項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとしします。</p> <p>① 預金者が預金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>[削除]</p>
<p>14. (通知等) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>[削除] 以下条項を1条ずつ繰上げする。</p>

改定前	改定後
● 共通規定	
<p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する<u>借入金等の債務</u>と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の<u>借入金等の債務</u>がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>公的な本人確認書類</u>とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号の<u>充当の指定のない</u>場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>(3) 前記第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p>② <u>借入金等の債務の利息</u>、<u>割引料</u>、<u>遅延損害金等の計算</u>については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、<u>利率</u>、<u>料率</u>は当行の定めによるものとします。また、<u>借入金等</u>を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。</p> <p>③ <u>借入金等</u>をこの預金と相殺するために為替予約を解約することにより発生する手数料、<u>費用</u>、<u>損害金等の取扱い</u>については、当行の定めによるものとします。</p>	<p>15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、<u>当行に対する複数の債務</u>がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、<u>本人確認書類等</u>とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>② 前号に<u>充当の指定がない</u>場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>(3) 前記第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p>② <u>当行に対する債務の利息</u>・<u>割引料</u>・<u>損害金等の計算</u>については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、<u>利率</u>・<u>料率</u>は当行の定めによるものとします。また、<u>債務</u>を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。</p> <p>③ <u>当行に対する債務</u>をこの預金と相殺するために為替予約を解約することにより発生する手数料・<u>費用</u>・<u>損害金等の取扱い</u>については、当行の定めによるものとします。</p>

改定前	改定後
● 共通規定	
<p>(5) 前記第1項により相殺する場合において、<u>借入金</u>の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、<u>借入金</u>の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>	<p>(5) 前記第1項により相殺する場合において、<u>当行に対する債務</u>の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、<u>債務</u>の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p>
<p>[追加(新規)] 以下条項を1条ずつ繰り下げする。</p>	<p>16. (預金保険) この預金は預金保険の対象外です。</p>
<p>17. (準拠法・裁判所管轄) この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金、この預金見合いの<u>外国為替先物</u>予約、ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>18. (準拠法・裁判所管轄) この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この預金、この預金見合いの<u>為替</u>予約、ならびにこの規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>
<p>[追加(新規)]</p>	<p>19. (規定の変更) この規定の内容は、あらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容により取扱います。なお、内容の変更により損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。</p>
● オープン外貨定期預金規定	
<p>1. (預金の支払時期) (1) この預金は、満期日以後に支払います。 (2) <u>外国為替先物</u>予約締結分の預金は、満期日にご来店のうえ手続き願います。万一ご来店がない場合は、同日付で自動的に解約させていただきます。</p>	<p>1. (預金の支払時期) (1) この預金は、満期日以後に<u>利息とともに</u>支払います。 (2) <u>為替</u>予約締結分の預金は、満期日にご来店のうえ手続き願います。万一ご来店がない場合は、同日付で自動的に解約させていただきます。</p>
<p>2. (利息) (2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの<u>期間</u>について当行が定める利率によって計算します。 (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の<u>解約</u>に応じる場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および<u>解約日における</u>解約時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、当行所定の計算方法で算出した損害金を支払っていただく場合があります。</p>	<p>2. (利息) (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの<u>日数</u>について当行が定める利率によって計算し、<u>この預金とともに</u>支払います。 (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前に<u>解約</u>する場合には、その利息は、<u>預入日から</u>解約日の前日までの日数および解約時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、当行所定の計算方法で算出した損害金を支払っていただく場合があります。</p>

改定前	改定後
<p>● 自動継続式外貨定期預金規定</p>	
<p>1. (自動継続)</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。</p> <p>(4) 継続にあたり満期応答日が銀行休業日にあたる場合には、翌営業日をこの預金の満期日とします。ただし、翌営業日が満期応答日の翌月となる場合には前営業日とします。</p>	<p>1. (自動継続)</p> <p>(3) 継続を停止するときは、満期日の2営業日前までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。</p> <p>(4) 継続にあたり満期応答日が銀行休業日にあたる場合には、預入期間1年ものを除き、翌営業日をこの預金の満期日とします。ただし、翌営業日が満期応答日の翌月となる場合には前営業日とします。預入期間1年もの場合、満期応答日が銀行休業日にあたる場合には、常に前営業日とします。</p>
<p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数およびこの預金の利率(継続後の預金については前記第1条第2項の利率。以下、「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>(3) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について当行が定める利率により計算します。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および解約時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、当行所定の計算方法で算出した損害金を支払っていただく場合があります。</p>	<p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数およびこの預金の利率(継続後の預金については前記第1条第2項の利率)によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について当行が定める利率により計算します。</p> <p>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および解約時に当行が定める利率によって計算し、この預金とともに支払います。この場合、当行所定の計算方法で算出した損害金を支払っていただく場合があります。</p>